

新潟県選挙管理委員会規程第15号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年11月20日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第19章（略）</p> <p>第20章 政党その他の政治団体の政治活動（第88条－<u>第105条</u>）</p> <p>第88条～第105条（略）</p> <p>第21章 補則（<u>第106条・第107条</u>）</p> <p>第106条（略）</p> <p>第107条（<u>指定都市に対するこの規程の適用</u>）</p> <p>附則</p> <p>別表</p> <p>（この規程の適用範囲）</p> <p>第1条 この規程は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）による選挙において同法の規定により新潟県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の権限に属する事務及び公選法以外の法律に基づいて行われる選挙又は投票に公職選挙法施行令（<u>昭和25年政令第89号</u>。以下「令」という。）の規定が準用される場合において当該規定により県委員会に属することとされる権限に属する事務について適用する。</p> <p>（病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 地方自治法施行令（<u>昭和22年政令第16号</u>）第106条、第114条、第117条、第184条、<u>漁業法施行令（昭和25年政令第30号）</u>第9条、第23条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（<u>昭和23年政令第122号</u>）第14条の規定において準用又はその例によるとされている令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき不在者投票のできる病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設については、<u>県委員会が前項の規定により指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設をもってこれにあてる。</u></p> <p>（ビラ証紙の交付）</p> <p>第19条 前条のビラ証紙交付票の交付を受けた候補者又</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第19章（略）</p> <p>第20章 政党その他の政治団体の政治活動（第88条－<u>第104条</u>）</p> <p>第88条～第105条（略）</p> <p>第21章 補則（<u>第105条</u>）</p> <p>第106条（略）</p> <p>附則</p> <p>別表</p> <p>（この規程の適用範囲）</p> <p>第1条 この規程は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）による選挙において同法の規定により新潟県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の権限に属する事務及び公選法以外の法律に基づいて行われる選挙又は投票に公職選挙法施行令（以下「令」という。）の規定が準用される場合において当該規定により県委員会に属することとされる権限に属する事務について適用する。</p> <p>（病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 地方自治法施行令第106条、第114条、第117条、第184条、<u>漁業法施行令第9条、第23条、農業委員会等に関する法律施行令第6条</u>及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令第14条の規定において準用又はその例によるとされている令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき不在者投票のできる病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設については、<u>令第55条第2項及び第4項第2号の規定により都道府県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設をもってこれにあてる。</u></p> <p>（ビラ証紙の交付）</p> <p>第19条 前条のビラ証紙交付票の交付を受けた候補者又</p>

は候補者届出政党が、ビラ証紙の交付を受けようとする場合には、当該ビラ証紙交付票に当該候補者名又は当該候補者届出政党の名称及びその代表者名を記入するとともに、当該候補者又は代表者の印を押し、これを県委員会に提出しなければならない。この場合、候補者又は候補者届出政党は、証紙をはるべきビラの見本を2枚（記載内容の異なるごとにそれぞれ2枚）添えて、別記第15号様式に準じて県委員会に届け出なければならない。

2～4 （略）

（ポスター証紙の交付）

第25条 （略）

2 前項の規定により証紙の交付を受けようとする候補者届出政党は、別記第18号様式の2に準じて証紙をはるべきポスターの見本を2枚提出しなければならない。

（ポスター掲示の手続）

第35条 候補者がポスター掲示場に公選法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示するときは、立候補届出の順位と同一の区画番号の区画に掲示しなければならない。

（ポスター掲示場の減数協議）

第37条 市町村委員会が、公選法第144条の2第2項ただし書又は新潟県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年新潟県条例第39号）第2条の規定によりポスター掲示場の総数を減ずるために県委員会と協議する場合は、別記第26号様式に準じてしなければならない。

（政見放送を行わない候補者の経歴放送）

第44条 実施規程第4条第1項ただし書の規定によりテレビジョン放送による政見放送を行わない候補者について行う経歴放送は、政見放送の申込みをした候補者の放送終了後に行う。この場合において、当該政見放送を行わない候補者が2人以上あるときは、その放送順序はくじで定める。

（選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等）

第72条 候補者（前条第1項の届出をした者に限る。以下この章において同じ。）は、公費負担条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の規定による確認を受けようとする場合には、県委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。

2 （略）

（出納責任者の選任及び異動の届出の様式）

第76条 （略）

は候補者届出政党が、ビラ証紙の交付を受けようとする場合には、当該ビラ証紙交付票に当該候補者名又は当該候補者届出政党の名称及びその代表者名を記入するとともに、当該候補者又は代表者の印を押し、これを県委員会に提出しなければならない。この場合、候補者又は候補者届出政党は、証紙をはるべきビラの見本を1枚添えて、別記第15号様式に準じて県委員会に届け出なければならない。

2～4 （略）

（ポスター証紙の交付）

第25条 （略）

2 前項の規定により証紙の交付を受けようとする候補者届出政党は、別記第18号様式の2に準じて証紙をはるべきポスターの見本を提出しなければならない。

（ポスター掲示の手続）

第35条 候補者がポスター掲示場に公選法第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターを掲示するときは、立候補届出の順位と同一の区画番号の区画に掲示しなければならない。

（ポスター掲示場の減数協議）

第37条 市町村委員会が、公選法第144条の2第2項ただし書又は新潟県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第2条の規定によりポスター掲示場の総数を減ずるために県委員会と協議する場合は、別記第26号様式に準じてしなければならない。

（政見放送を行わない候補者の経歴放送）

第44条 実施規程第4条ただし書の規定によりテレビジョン放送による政見放送を行わない候補者について行う経歴放送は、政見放送の申込みをした候補者の放送終了後に行う。この場合において、当該政見放送を行わない候補者が2人以上あるときは、その放送順序はくじで定める。

（選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等）

第72条 候補者（前条第1項の届出をした者に限る。以下同じ。）は、公費負担条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の規定による確認を受けようとする場合には、県委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。

2 （略）

（出納責任者の選任及び異動の届出の様式）

第76条 （略）

2 公選法第180条第4項又は公選法第182条第2項の規定による公職の候補者の承諾を得たことを証すべき書面は、別記第47号様式に準じて、同項の規定による推薦届出者の代表者であることを証明する書面は、別記第9号様式に準じて作成しなければならない。

(政談演説会開催告知用立札及び看板の類の表示)

第102条 (略)

2 前項の証紙は公選法第201条の11第2項の規定による政談演説会の開催届出後に、当該確認団体(公選法第201条の6第3項の規定により確認書の交付を受けた政党その他の政治団体を含む。)の申請により、一の政談演説会につき5枚を交付する。

3 (略)

(機関誌紙の掲示場所)

第105条 公選法第201条の15第1項において準用する同法第148条第2項の規定により衆議院議員、参議院議員、県議会議員、県知事、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)議会議員及び市長の選挙において政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌を掲示することのできる場所は、第41条(1)イ及び(2)に規定する場所とする。

第106条 (略)

(指定都市に対するこの規程の適用)

第107条 指定都市においては、この規程中市の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会に適用する。

第6号様式 (第9条関係)

(選挙事務所設置届の様式)

その1 候補者又は推薦届出者の場合

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

(略)	(電話)
	(FAX)

1 設置者が推薦届出者の場合は、次の書類を添付してください。

- ・ 選挙事務所設置(異動)承諾書

2 公選法第180条第4項の規定による公職の候補者の承諾を得たことを証すべき書面は、別記第47号様式に準じて、同項の規定による推薦届出者の代表者であることを証明する書面は、別記第9号様式に準じて作成しなければならない。

(政談演説会開催告知用立札及び看板の類の表示)

第102条 (略)

2 前項の証紙は公選法第201条の11第2項の規定による政談演説会の開催届出後に、当該確認団体(公選法第201条の6第2項の規定により確認書の交付を受けた政党その他の政治団体を含む。)の申請により、一の政談演説会につき5枚を交付する。

3 (略)

(機関誌紙の掲示場所)

第105条 公選法第201条の15第1項において準用する同法第148条第2項の規定により衆議院議員、参議院議員、県議会議員、県知事及び市長の選挙において政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌を掲示することのできる場所は、第41条(1)イ及び(2)に規定する場所とする。

第106条 (略)

第6号様式 (第9条関係)

(選挙事務所設置届の様式)

その1 候補者又は推薦届出者の場合

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

(略)	(電話)
	(電話)

備考 設置者が推薦届出者の場合は、次の書類を添付してください。

- ・ 選挙事務所設置(異動)承諾書
- ・ 推薦届出代表者証明書(推薦届出者が数人あるときのみ)

- ・ 推薦届出代表者証明書（推薦届出者が数人あるときのみ）

2 この届出は、新潟県選挙管理委員会及び選挙事務所が設置された市区町村の選挙管理委員会に、それぞれ行ってください。

その2 候補者届出政党の場合

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

(略)	(電 話)
	(F A X)

備考 この届出は、新潟県選挙管理委員会及び選挙事務所が設置された市区町村の選挙管理委員会に、それぞれ行ってください。

第7号様式（第9条関係）

(選挙事務所異動届の様式)

その1 候補者又は推薦届出者の場合

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

(略)	(電 話)
	(F A X)

1 設置者が推薦届出者の場合は、次の書類を添付してください。

- ・ 選挙事務所設置（異動）承諾書
- ・ 推薦届出代表者証明書（推薦届出者が数人あるときのみ）

2 この届出は、新潟県選挙管理委員会及び選挙事務所が設置された市区町村の選挙管理委員会に、それぞれ行ってください。

その2 候補者届出政党の場合

(略)

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

(略)	(電 話)
	(F A X)

備考 この届出は、新潟県選挙管理委員会及び選挙事務所が設置された市区町村の選挙管理委員会に、それぞれ行ってください。

その2 候補者届出政党の場合

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

(略)	(電 話)
-----	--------

第7号様式（第9条関係）

(選挙事務所異動届の様式)

その1 候補者又は推薦届出者の場合

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

(略)	(電 話)
-----	--------

備考 設置者が推薦届出者の場合は、次の書類を添付してください。

- ・ 選挙事務所設置（異動）承諾書
- ・ 推薦届出代表者証明書（推薦届出者が数人あるときのみ）

その2 候補者届出政党の場合

(略)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

(略)

(略)	(電 話)
-----	--------

第24号様式（第32条関係）

（ポスター掲示場の設置場所の告示様式）

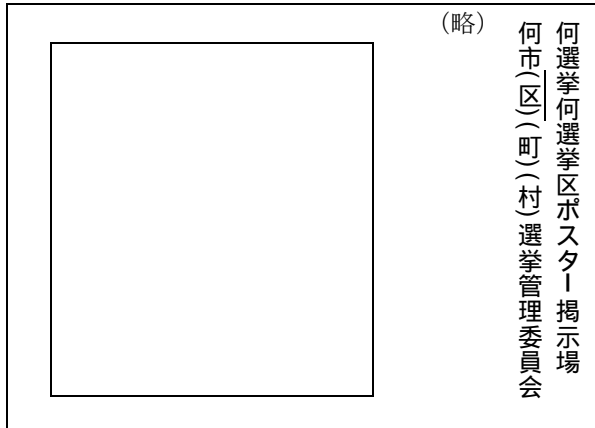
（略）

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

（略）

第25号様式（第34条関係）

（ポスター掲示場の様式）



（略）

第26号様式（第37条関係）

（ポスター掲示場の減数協議書様式）

（略）

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長(氏名) 印

（略）

注 1 （略）

2 当該市区町村の各投票区別略図を添付してください。

第27号様式（第40条関係）

（違反文書図画撤去命令書の様式）

（略）

何年何月何日執行の何選挙につき何月何日現在で何市(区)(町)(村)内に掲示されている下記の文書図画は公職選挙法第何条第何項の規定に違反するものと認められるので、同法第147条の規定により撤去を命じます。

（略）

第29号様式（第47条関係）

（個人演説会等開催届の様式）

その1

（略）

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

（略）

その2

（略）

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

（略）

第24号様式（第32条関係）

（ポスター掲示場の設置場所の告示様式）

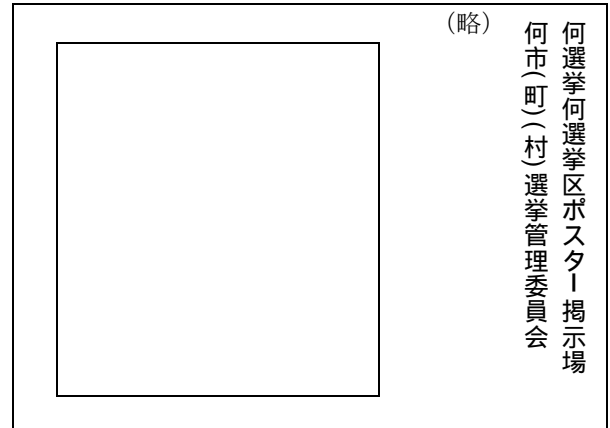
（略）

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

（略）

第25号様式（第34条関係）

（ポスター掲示場の様式）



（略）

第26号様式（第37条関係）

（ポスター掲示場の減数協議書様式）

（略）

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長(氏名) 印

（略）

注 1 （略）

2 当該市町村の各投票区別略図を添付してください。

第27号様式（第40条関係）

（違反文書図画撤去命令書の様式）

（略）

何年何月何日執行の何選挙につき何月何日現在で何市(町)(村)内に掲示されている下記の文書図画は公職選挙法第何条第何項の規定に違反するものと認められるので、同法第147条の規定により撤去を命じます。

（略）

第29号様式（第47条関係）

（個人演説会等開催届の様式）

その1

（略）

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

（略）

その2

（略）

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 様

（略）

第37号様式（第59条関係）
（選挙公報掲載文修正申請書様式）
（略）

第38号様式（第66条関係）
（投票記載所の氏名等の掲示の様式）

その1

（略）

備考

- この様式は、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員以外の選挙における投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所及び市区町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示の様式である。

2 （略）

その2

（略）	何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙 名簿届出政党等名称掲示 何市(区)(町)(村)選挙管理委員会
-----	--

備考

- この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙における投票所内の投票の記載をする場所及び市区町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示の様式である。

2 （略）

その3・その4 （略）

第44号様式（第75条関係）
（請求書の様式）

その1 （略）

その2

（略）

（略）	金額C (A×B)
-----	--------------

（略）

その3 （略）

第37号様式（第59条関係）
（選挙公報掲載分修正申請書様式）
（略）

第38号様式（第66条関係）
（投票記載所の氏名等の掲示の様式）

その1

（略）

備考

- この様式は、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員以外の選挙における投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所及び市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示の様式である。

2 （略）

その2

（略）	何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙 名簿届出政党等名称掲示 何市(町)(村)選挙管理委員会
-----	---

備考

- この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙における投票所内の投票の記載をする場所及び市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示の様式である。

2 （略）

その3・その4 （略）

第44号様式（第75条関係）
（請求書の様式）

その1 （略）

その2

（略）

（略）	金額C (A+B)
-----	--------------

（略）

その3 （略）

第46号様式（第76条関係）

（出納責任者異動届の様式）

（略）

（略）	
住所	（電話）

（略）

第48号様式（第77条関係）

（出納責任者職務代行開始届の様式）

（略）

（略）	
住所	（電話）

（略）

第56号様式（第95条関係）

（政治活動用ビラの届出様式）

（略）

確認団体の名称

（略）

第46号様式（第76条関係）

（出納責任者異動届の様式）

（略）

（略）	
住所	

（略）

第48号様式（第77条関係）

（出納責任者職務代行開始届の様式）

（略）

（略）	
住所	

（略）

第56号様式（第95条関係）

（政治活動用ビラの届出様式）

（略）

政治団体の名称

（略）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。